

デンマークにおける触法障害者に関する調査研究報告

小林研究グループ デンマーク調査研究担当者
佐々木明員（北海道医療大学）

1 調査研究者

研究担当者	佐々木明員	（北海道医療大学）
調査研究報告者	錢本隆行	（デンマーク 日欧文化交流学院）

本調査研究は、デンマーク国ボーゲンセ市で、知的障害者のデンマーク人生徒等を受け入れている国民高等学校日欧文化交流学院長千葉忠夫氏（バンクミケルセン財団理事長、）のご協力のもとに、同学院副校長錢本隆行氏に調査レポートを依頼した。錢本氏は日本において時事通信社、産経新聞の警視庁、厚労省担当記者経験を有し、現在、国民高等学校日欧文化交流学院副校長のかたわら、日本の研修者の受け入れやデンマークの福祉・教育等の調査研究をとおして障害福祉と触法障害者の実態に精通している

2 研究テーマと内容

「デンマークにおける触法障害者の実態と支援に関する調査研究」

田島班小林グループの研究テーマ「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」について、初年度平成21年の調査研究は、国内調査4研究の他、本研究テーマ海外先進国調査研究として、デンマークを選定し実施した。デンマークにおける国調査研究は、海外先進国調査研究計画3年計画の初年分である。

本研究の内容は、次の3点である。

- ① デンマークにおける触法知的障害者の実態
- ② デンマークにおける触法知的障害者の矯正教育、更生保護等の刑事司法制度と障害（児）者への配慮と対応
- ③ デンマークにおける触法知的障害者の地域生活における就労、生活、福祉等に関する支援の実態

3 研究方法

デンマークにおける文献調査及び実態調査とレポートの作成をについて、調査研究者として錢本隆行氏（在デンマーク、日欧文化交流学院副校長）に委嘱し実施した。

4 調査研究結果の概要

① デンマークにおける触法知的障害者の実態

知的障害者が1998年サービス法の施行により自己決定にもとづく自由な生活環境において、罪を犯す、アルコール依存症や薬物依存症等（触法障害者の25%）により罪を犯す、保護観察制度の見直しによる期間短縮により十分な更生が得られず再犯の増加もみられ等の問題も起きている。触法知的障害者は07年は01年比の5倍に増加し、近年年間70人程度が有罪になっている。このため、既存の施設だけでは不足し、保護施設の増設が議論されている。

罪状は、道徳犯、暴行、放火がトップ3である。

- ② 触法知的障害者への刑事司法制度の特徴は、ノーマライゼーション基準の国民同等の権利保障の徹底、社会内処遇の在宅保護観察処分及び知的障害者の保護観察処分制度による5区分の矯正教育と知的障害者保護施設における混合処遇等である。Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。
- ③ 2000年から知的障害者は保護観察処分の刑事司法制度が設けられた。

知的障害者は保護観察処分のプロセスは、逮捕～刑期終了までのプロセスは、逮捕、警察・司法当局が知的障害者に関する各分野の専門家による審査委員会に処分の助言を要請、保護施設で拘留・知能検査等の実施、検査などを元に審査会が処分の助言、判決、保護処分が下ると後見人の指定が行われるが多くは家族である。

在宅や保護施設で保護観察、再犯防止の観察又は治療、処分終了である。

保護観察処分は type 1（最も罪状が重い）から 5（罪状が軽い）の 5 段階に区分される。処分期間は原則は最長 5 年以内と定められている。期間制限の処分を受ける者は単純軽度罪状の者、一方凶悪犯罪者は期限無制限となる。

type 2 の Kommune は常時監視が必要で新しい罪を犯す危険性が出れば、司法の判断を待たずに、が隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監を決定できる。type 4 の Kommune は、経過によって司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。

現在刑務所に収監されている知的障害者は 10% である。

刑務所の収監ではない保護観察施設の保護観察処分は、デンマークでは障害者手帳がないため、知的障害者保護施設において 4 月から 12 月の期間で知能テストが行われ一時収監期間が平均 7 ヶ月かかっている。

④ デンマークにおける保護観察中の触法知的障害者は、大半が地域のアパート、グループホーム、入居施設などである。凶悪犯罪の type 5 の者は国内 1 ヶ所 50 名収容の隔離型保護施設に収監される。作業所が併設されている。その他は保護観察処分の者だけを受け入れる施設はなく、知的障害者保護施設に入る。10 人以上の触法知的障害者が生活する保護施設は国内 6 ヶ所で、大半が 1, 2 人である。

保護観察中の生活は、一般国民同等の所得保障がされており、一人暮らしの 18 歳～67 歳までの国民は早期年金を 330 万円受給できる。

また、自宅における保護観察処分以外の一般知的障害者保護施設における保護観察施設収監の場合は、外出は敷地内、職員同伴の施設外、3 時間以内の施設外の外出等である。外出の権利は処分によって異なる。

保護施設では玄関以外の鍵は原則禁止、所持品の搜索は禁じられ、麻薬の所持なども同意か警察への通報による場合に限られる。

外部者の訪問の制限や郵便の検閲は禁止されている。

部屋の移動は同意によって行われる。日中の授産は必須の場合もあるが、原則拒否できる。

携帯電話の使用は原則可能であり、恋人といることは制限されない。

ポルノ視聴の制限はないが、児童ポルノは犯罪であり警察に通報される。職員は性教育に勤めなければならない。

5 調査研究の成果及び提言

デンマークにおける触法障害者の実態と支援に関する銭本氏の調査研究レポートをとおして、デンマークにおける触法知的障害者の実態と矯正保護に関する貴重な知見を得ることができた。今後の田島班小林グループの研究テーマ「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」に反映すべき課題も明らかになり、またデンマークにおける継続した研究の必要性も見いだされた。提言を含め以下に述べる。

① ノーマライゼーション基準の国民の権利と触法知的障害者の矯正のあり方への視座について

デンマークは排除なきノーマライゼーションの国であり、障害者及び触法者である前にも国民として等しく国民の権利が保障されている。また、地域生活と社会内処遇が基本である。同時に障害特性に応じた矯正保護の制度を基盤に地域の知的障害者保護施設における保護観察処分の制度を実施している。そこにおける処遇基準は外出や外部者との交流は保障されるなど現実生活の適応を損なわない原則が貫かれている。

これらの処遇基準の触法知的障害者への効果と課題について、日本における刑務所・少年院等矯正施設に受刑する触法知的障害者の矯正環境と支援のあり方に検討に値する参考となる。

② 知的障害者の障害特性に配慮した刑事司法制度の課題と我が国における導入可能な方策に関する調査研究

デンマークにおける触法知的障害者保護観察処遇としての知的障害者保護施設における矯正教育の課題について、日本の矯正施設のあり方の再検討と知的障害者施設における触法知的障害者の矯正教育、更生保護の可能性の検討において示唆に富む制度である。

デンマークの保護観察処分である罪状軽度の Type 5、Type 4 の保護観察施設に自宅とともにグループホーム、居

住施設が含まれる。また Type 3、Type 2 では知的障害者保護施設が保護観察処分施設となっている。知的障害者隔離型保護施設 Type1 は 1 ヲ所のみであるが、日本の医療少年院、または少年法の保護処分において不良少年の児童福祉施設である児童自立支援施設への送致（国立武蔵野学院のみに観察察に家裁の許可により施設が可能な強制措置室がある）の施設タイプや対応処分に近似しているといえる。

デンマークの知的障害者保護観察処分は、日本の少年法の保護処分、つまり児童の健全育成と自立更生の福祉的機能と対比でき、またその機能に知的障害者に限定した医療少年院を想起させる。一方デンマークでは、逆に知的障害児の保護観察施設がないため、大人の知的障害者保護観察施設に収監される問題がある。

③ 受刑者の権利保障のあり方と社会内処遇について

知的障害者としての判定のための一時拘留は、知的障害者保護施設生活をとおして判定される。県 6 ヲと市独自の 1 ヲ所の 7 ヲ所に審査委員会が設けられている、検察や裁判所への助言機関である。

知的障害者としての処分の審査は審査会により審査されその結果は、検察や裁判官へ助言が行われる裁判制度が採られている。知的障害者としての判決が下れば裁判官は後見人を指名しなければならない。

日本では家族の拒否等を含め身元引受人がいないと保護観察による仮釈放等の機会が与えられなく満期出所による社会復帰の遅れ、更生保護における帰住地の借家や就職のための保証人等の確保の困難等があり、ホームレスや累犯障害者を生む一因になっている。

この点では、知的障害者の後見人制度的は、早期の更生保護と再犯防止のために重要であり、制度改正の検討に際して参考すべき内容である。

④ 更生保護のあり方と生活の質と選択をめぐる価値観

働くことと人生を楽しむことのバランスの価値観について、世界一幸福な国である生活大国デンマークと就労自立に価値観を置く経済大国日本の生活と人生の価値観に大きな違いが見いだされる。

この価値観は福祉サービスの受給の基準や支援のあり方を規定する。暴走するルールなき市場原理と成果主義競争による格差社会の拡大において、持続可能な社会のあり方を問うことになる。

デンマークにおいても個々の希望である同じような能力の集団のグループホームであることと再犯防止の両立から適切なグループホームが見つからず保護観察施設に保護観察処分の期間が過ぎても滞留する問題も指摘されている。

尊厳と自己決定にもとづく人生を支えあう共生の社会のあり方について、障害福祉や刑事司法・司法福祉において、権利としての文化的生活の享受とは何か、障害とは何か、支援とは何かについて、デンマーク国民の生活満足度世界第 1 を示す生活実態にふれ検討することが肝要であり、継続した調査研究の課題としたい。

デンマークにおける触法障害者に関するレポート

デンマーク調査協力者 錢本隆行
(デンマーク 日欧文化交流学院)

1. 「触法・被疑者となった障害（児）者の実態」

デンマークでの犯罪を犯して保護観察処分を受けている知的障害者の数は年々増加している。統計によれば、1991年には84人だったが、1998年には184人、2001年には221人、2005年には332人、2007年には410人と、2001年から2007年までの5年間だけで倍近く増加した。

	1991年	1998年	2001年	2005年	2007年
保護観察処分を受けている知的障害者数	84	184	221	332	410

表1 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket vedrørende Domfædte Udviklingshæmmede」(2007 December, NDU)と「Voldsom stigning i udviklingshæmmede kriminelle」(2009 October, Kristeligt Dagblad 紙)より

※NDU とは、「NETVÆRKET VEDRØRENDE DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE」(有罪判決を受けた知的障害者に関するネットワーク)の略称。4. 関連資料等の項参照。

①増加の理由

1. 警察や司法当局、弁護士らの知的障害への知識や経験が増え、以前ならば通常の刑務所で刑期を務めることになっていた知的障害者が、保護観察処分を受けるようになった。
2. 1998年に施行されたサービス法の下で、知的障害者がより自由な立場を持ち、自己決定に基づいた生活を送れるようになった結果、自由な環境の下で犯罪に走る者が増えた。
3. 同じく自由な環境の下で、アルコールや薬物依存症にかかる知的障害者が増え、犯罪に走る者も増えた。
4. 2000年の刑法の改正で、中軽度の犯罪を犯した知的障害者への保護観察処分の期間が、原則最長5年という制限が加わり、社会に戻るまでの期間が早くなった。それまでは期間の制限はなかった。反面、十分な更生期間を得られなくなった者もあり、再犯が増加した。

②知的障害者が有罪判決を受け、保護観察処分となった者の年度別。2005年の84人を最多に、近年は70人台前半で推移している。

年	2000/01	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
合計数	60	55	52	70	84	70	72	74

表2 「Årlige redegørelser til folketingets Retudvalg」(Justitsministeriet Forskningskontor)より

2000年から2008年までの総合計数536人のうち、227人(42.4%)が刑期は無期限で、次いで198人(36.9%)が5年間となっている。

	無期限	1年	2年	3年	5年	合計
2000-01	25	1	3	9	22	60
2002	29	0	0	6	20	55
2003	21	0	3	5	23	52
2004	33	1	2	15	19	70
2005	37	0	2	18	27	84
2006	18	1	1	20	30	70
2007	32	0	1	13	26	72
2008	32	0	0	10	31	73
合計	227	3	12	96	198	536
パーセント	(42.4)	(0.6)	(2.2)	(17.9)	(36.9)	(100)

表3 「Årlige redegørelser til folketingets Retudvalg」 (Justitsministeriet Forskningskontor) より

③ 2005年の全国で保護観察処分を受けている障害者の特徴

1. 知的能力の遅滞かつ、はなはだしい問題行動がある傾向が強い。また、IQ70以上でグレーゾーンにかかる者も多い。

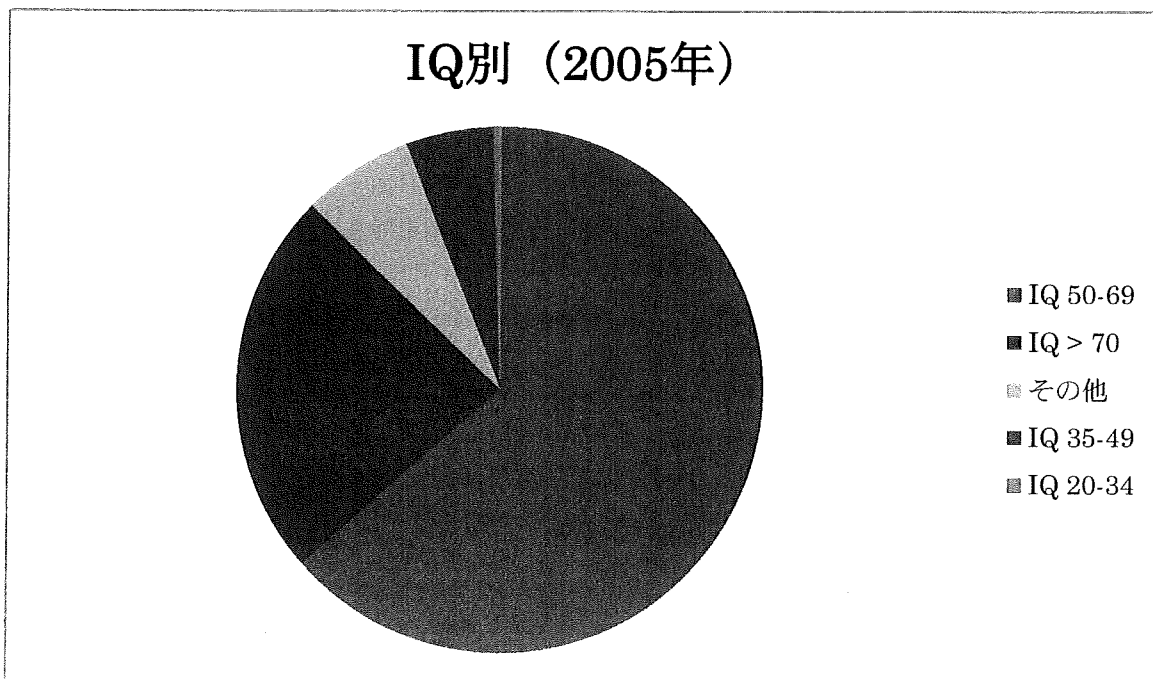


図1 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

2. 判決を受けた者の知能テストなどのための一時収監期間は平均7カ月。
3. 過去に通常の刑務所に入所経験があった知的障害者は10%足らず

4. 全体に占める割合で約90%が男性。

男性	女性	合計
211	29	240

表4 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

5. 70%が19～40歳、7%が15～18歳(未成年)。

	15-18歳	19-24歳	25-30歳	31-40歳	41歳以上
合計数	17	55	48	62	58
パーセント	(7.1)	(22.9)	(20.0)	(25.8)	(24.2)

表5 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

6. 難民などの外国系は6%。2001年と比べて4倍に増加。

7. アルコールや薬物の依存症者も増加しており、25%がなにがしかの依存症を患っていた。

種類	アルコール依存症	薬物依存症	重複	非依存症	不明
人数	35	9	16	77	103

表6 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

8. 犯罪別でみると、道徳犯、暴行、放火がトップ3。

犯罪別 (2005年)

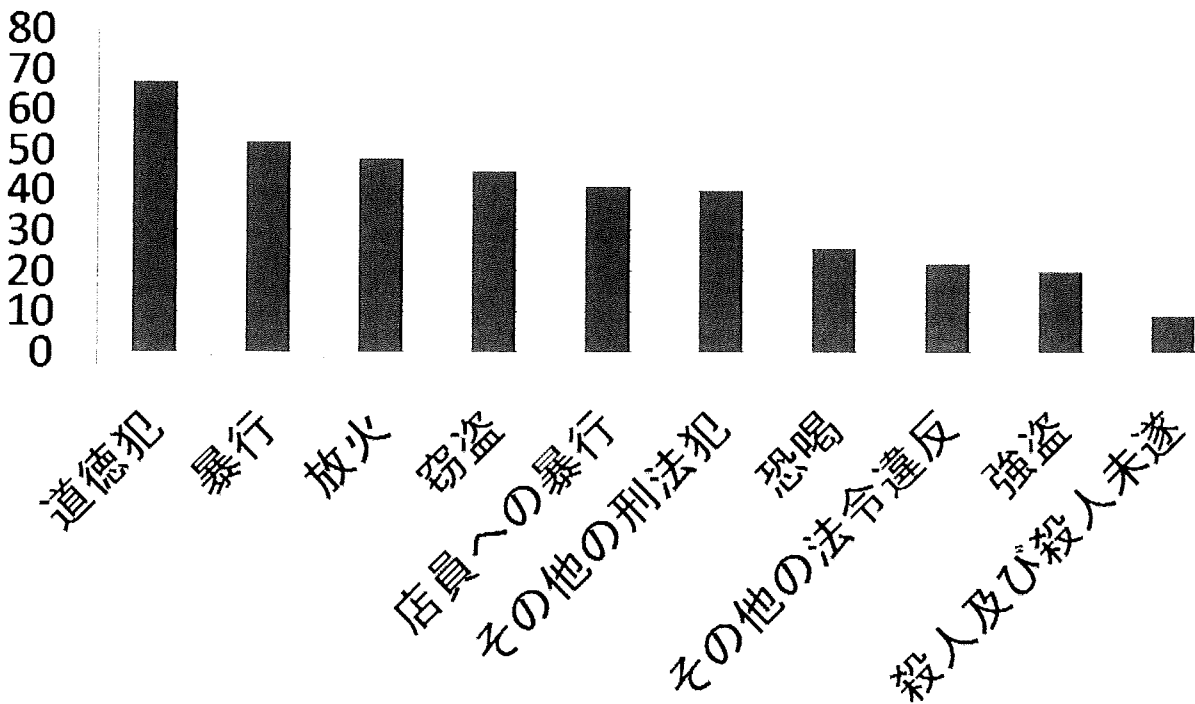
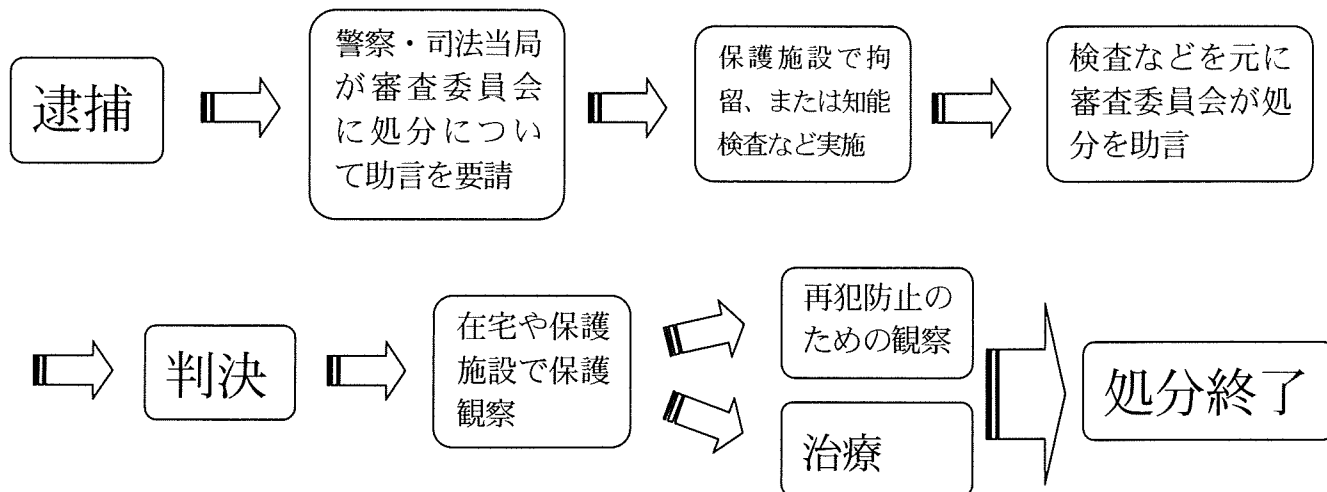


図2 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

2. 「触法・被疑者となった障害（児）者に対する矯正教育、更生保護等の刑事司法制度と障害（児）者への配慮と対応」

逮捕から刑期終了までのチャート図



① 概要

デンマークでは、障害者としての登録制度は1989年に廃止され（つまり障害者手帳は存在しない）、現在は障害に関係なく、国民がそれぞれ必要な支援サービスを受けられる。一方で、登録制度がないため、「障害者」としての把握は困難で、逮捕後、それまでに障害に対する支援サービスを受けていなかった者で、障害者としての可能性がある場合は、知能検査などを実施する必要がある。

捜査や審理期間中、保護施設での拘留期間は原則6週間まで、という決まりがあるが、現実には、2005年の調査では、4カ月から12カ月まで、平均7.3カ月収容されている。保護施設では、他の触法障害者が入所しており、長期間の保護施設での拘留期間は、被疑者本人だけでなく、他の障害者への配慮からも問題視されている。

刑法によって、「刑の執行を受ける能力がない犯罪を犯した知的障害者は刑を免除される。その代わりに、新たな犯罪を防ぐために保護観察処分を受ける」と定められている。保護観察処分は2000年以前は、期間は設けられておらず、再犯の見込みが無くなった時点での終了となっていた。しかし、増加する触法障害者の数や、期間が未定な中で処分を受け続ける障害者が精神的に不安定となるなどの理由などから、2000年から、一部対象者に対して処分期間を最長5年と定めた。

期間制限の処分を受ける対象者は、単純な窃盗や暴行などのより軽度な性格の犯罪の違反者。一方、殺人や放火、強盗、強姦などの他人にとって危険な犯罪の違反者は、期間は無制限。

保護観察処分は、被告の犯罪内容や障害の程度などによって以下の5つのタイプに主に分類される。

Type1	相当程度の知的障害を持つ者のための隔離型保護施設への収監	他人へ危害を加える危険性が明白な者が対象。国内で唯一の隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監
Type2	相当程度の知的障害を持つ者のための一般保護施設への収監。経過によってKommuneの判断で隔離型保護施設への収監の可能性。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設への収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯した者が対象。常時監視が必要で新しい犯罪を犯す危険性が出れば、司法の判断を待たずに、Kommuneが隔離型保護施設「Kofødsminde」への収監を決定できる。
Type3	相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設での収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を犯し、常時監視が必要な者が対象。
Type4	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。経過によって、相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監の可能性。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。経過によって、Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。
Type5	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。

表7 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

- En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU) より

知的障害者に保護観察処分の判決が下った場合、裁判所は、障害者の支援後見人を指定しなければならない。被告は裁判所が指定する人物に対して希望を述べることはできるが、自分で指名出来ない場合、国が作成している後見人リストの中から選ばれる。多くは家族になるが、居住していた施設の職員となることもある。支援後見人の職務は、処分期間中の日々の生活支援ではなく、処分内容について、妥当性や不服などについて障害者とともに検討し、場合によっては取るべき措置についての支援。

・2005年の保護観察処分者の処分分類の内訳（質問に答えたAmtの総数からの内訳）

処分分類	Type1	Type2	Type3	Type4	Type5	Type5 条件付き	総計
人数	15	9	14	160	24	16	238

表8 「Tre statusbeskrivelser fra Netværket verørende Domfældte Udviklingshæmmede」 (2007 December, NDU) より

② Samråd (サムロド、審査委員会)

概要) 1986年に Amt (アムト。県に相当) ごとに設置をはじめた。2007年の行政区分改革以降、統廃合が行われ、国内に現在7か所ある。

※2007年に行政区分改革で13あった Amt が消滅し、Region (レギオン、国内に5つ) へ移行。その下に Kommune (コミューン、市に相当、国内に98) がある。

運営自治体	運営対象
Aalborg Kommune (オールボー・コミューン)	Region Nordjylland (レギオン・北ユーラン) の全 Kommune
Viborg Kommune (ヴィボー・コミューン)	Region Midtjylland (レギオン・中ユーラン) の西半分の Kommune。ただし Holstebro Kommune (ホルスタブロ・コミューン) をのぞく
Århus Kommune (オーフス・コミューン)	Region Midtjylland (レギオン・中ユーラン) 東半分の Kommune
Region Syddanmark (レギオン・シュドゥデンマーク)	Region 内の全 Kommune
København Kommune (コペンハーゲン・コミューン)	独自。København (コペンハーゲン) とは首都・コペンハーゲンのデンマーク語。
Frederiksberg kommune (フレデリクスベルグ・コミューン)	独自。
Rudersdal Kommune (ルーダースダル・コミューン)	21 首都圏 Kommune。

※そのほか、以上の審査委員会とはかかわりなく、独自で類似の審査を行っている kommune もある。

表7 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

- En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU) より

目的) 検察当局や裁判所からの要請にもとづいて、犯罪を犯した障害者の処分について、罪状、犯罪学、サービス法、社会教育学、精神医学、性医学、心理学、依存症などにかかわる専門的な立場から助言を行う。

構成) 主に以下の職種から成る。

- ・精神科医
- ・犯罪局 (Kriminalforsøgen) の長
- ・成人障害者の自治体担当部署の責任者
- ・入居施設や作業所の長
- ・教育的コンサルタント
- ・臨床心理士
- ・法律家

活動内容)

以下について助言する。

- ・知能検査や観察、医師の診断をもとにした適切な処分について
- ・告訴取り下げ条件の決定について
- ・保護観察処分の変更や中止について
- ・外出許可などの自由について

※ただし、各審査委員会によっては、適切な処分についての助言だけであったり、助言内容の濃淡はある。

③ Tilsyn (チルシュン、保護観察)

目的)

犯罪を犯した知的障害者が処分内容に従って生活を送っているかを観察し、可能な限り再犯を防止する。

担当)

処分を受けた知的障害者が生活する Kommune が実施の責任を持つ。Kommune は、担当者を設ける。別の Kommune へ移った場合は、新しい Kommune に連絡する義務も持つ。

内容)

対象は、自宅（グループホームや入居施設を含む）や保護施設で生活する保護観察処分中のすべての障害者。日ごろから継続的に対象障害者とコンタクトを取り、処分内容にしたがった生活を送っているか、日ごろの挙動などを観察する。少なくとも年一回、Kommune と対象者の状況についての会合を持つ。

もし問題が生じれば、すぐに司法当局と連絡を取る。

3. 「触法・被疑者となった障害（児）者（主として知的障害、発達障害）の地域生活における就労、生活、福祉等に関する支援制度と実態」

①保護観察中の住居

大半の者が、個人のアパート、グループホーム、入居施設など。

デンマーク国内には、犯罪を犯した知的障害者のための隔離型保護施設は、南部にある「Kofoedsminde (コフォスミネ)」一か所のみ。約50人の定員で、内部には、作業所も併設されている。

そのほかは、保護観察処分の者だけを受け入れる施設はなく、一般の知的障害者と共に混在して入居、生活している。

2008年のNDUの調査によれば、Kofoedsmindeに54人が暮らすほか、犯罪を犯した知的障害者が10人以上生活する保護施設は、国内に6カ所。そのほかは、大半が1、2人だけと少数。

2005年の調査では、一般の保護施設での一人当たりにかかる年間費用は、50万～120万デンマーククローナ（約1000万円～2400万円、1デンマーククローナ＝20円で計算）。隔離型保護施設「Kofoedsminde」ではより高く、110万～220万デンマーククローナ（約2200万円～4800万円）。

犯罪を犯した知的障害者が10人以上暮らす主な保護施設は各 Region にある。

- ・Kofoedsminde (Region Sjælland) ・Fuglekær Udviklingscenter (Region Syddanmark)
- ・Østruplund (Region Syddanmark)
- ・Grønnebæk (Region Syddanmark)
- ・Nørholm kollegiet (Region Midtjylland)
- ・Granbakken (Region Midtjylland)
- ・Sødisbakke (Region Nordjylland)

※Region Hovesteden (レギオン・ホーヴェステーデン) は、少人数施設が多く、かつKofoedsmindeが近いため、大人数の保護施設はない。

一方で、増加する知的障害者の数に既存の施設だけでは対応して切れなくなっており、保護施設の増設の必要性が議論されている。

②障害者への所得保障

デンマークにおいて、あらゆる障害者それぞれに対して、居住する Kommune の特定の職員が、「Vejleder (サポート者)」として日々の生活などで必要な、住居あっせん、早期年金の管理、就労あっせんなどサービスへの助言や世話をを行う担当となる。刑を終えた障害者に対しても同様。住居、就労、生活のサポートは必要に応じてされる。したがって、処分期間が終了した後、社会の中で孤立するということはありません。

また、さまざまなサービスは無料や費用補助や所得控除が受けられるため、障害者の生活は日本と比べてはるかに裕福。さまざまな控除も、必要経費が引かれたときに、最低数万円に相当する自由にできる額が残るように計算されている。

就労についても、所得保障が十分なされているため、無理に生活のために働く必要はない。一般企業への就労あっせんも行われているが、所得保障がなされているため、積極的ではない。本人の自由意思で、日々を楽しむために作業所で就労しているケースが大半。

※デンマークには「障害者年金」という年金は存在せず、なにがしかの理由で永続的に就労が出来なくなった者がもらえる「早期年金」がある。対象は、18歳～67歳までの成人。67歳以上は国民年金に移行する。「早期年金」の年額は、独り暮らしで195,420デンマーククローネ（約390万円、2010年）、結婚または誰かと同居していれば166,104デンマーククローナ（約330万円、2010年）。

③保護観察中の生活

外出	保護施設収監の場合、施設内での外出、職員同伴での施設外への外出、3時間以内の施設外への外出など、処分内容などによって外出の権利の範囲は異なる。ただし、あらゆる外出と帰宅時には記録が付けられる。帰宅時間が守られなかったり、無断での外出などが続く場合、職員同伴の外出や外出そのものの禁止などの処分が取られる可能性がある。
施錠	デンマークでは1991年から一般の福祉施設では各部屋の職員らによる施錠は原則禁止されている。保護観察処分中の障害者も該当し、施設の外側に通じるドア以外は施錠されることはない。隔離型保護施設内でも、特別な場合を除き、この規則は適用される。
室内搜索	たとえ、盗品や麻薬の所持が疑われても、職員が室内を勝手に搜索することは認められない。警察に通報するか、本人の同意を得なければならない。
訪問・郵便	審理中で証拠隠ぺいなどの危険があるような特別な場合を除き、保護施設での訪問の制限や郵便の検閲は認められない。
部屋の移動	部屋の移動は、Kommune が関わり、本人の同意を得た場合に原則行われる。犯罪予防などの特別な場合は、規則に従って行われなければならない。
授産	日々の授産は、処分内容に含まれて必須の場合があるが、原則として本人が拒否することができる。
携帯電話	一般の障害者が使用しているように、原則として使用可能。ただし、新たな犯罪につながらないように職員は十分な注意を払わなければならない。
性行為	インターネットや携帯電話などで児童ポルノをみた場合、児童ポルノの視聴は犯罪であり、警察へ通報する可能性がある。しかし、成人のポルノフィルムをみることを制限されることはない。一方で、職員は日ごろから、性に関する教育を受けた指導員らによる性教育を実施する必要がある。
恋人	恋人と一緒にいることは、一般の障害者と同じく、制限されない。しかし、犯罪につながらないように職員は注意を払わなければならない。

表9 「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

- En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU) より抜粋

④ デンマークの成人年齢は18歳。しかし、刑法の対象年齢は15歳から。そのため、15歳から18歳までの少年の障害者で犯罪を犯した場合も、成人の障害者と同じく、保護観察処分となり得る。しかし現実には、隔離型保護施設 (Kofoesminde) や一般の保護施設には、こうした少年の触法障害者に対する専門の施設はないため、一般の児童青年のための施設に収容される。18歳になった時点で、保護観察処分の成人施設での続行の必要性などについて裁判所の判断をおおぐことになる。

⑤ 住居支援の困難さ

保護観察処分が終了しても、十分な支援を受けながら暮らせる住居がないため、とまどっているケースもある。

Aalborg 市の Henning Hansen (ヘニング・ハンセン) の場合 (NDU-nyt, 2009 October より)

Henning は知的障害を抱え、8歳のときに児童施設に送られ、週末だけ家族のもとに帰って過ごす生活を送った。18歳になり、全寮制の学校で学ぶ。のちに、グループホームで他の3人の知的障害者と共同生活をはじめた。しかし、他人との生活が合わず、独り暮らしをはじめた。しかしこれまた合わず、日中寝ていたり、一晩中飲み続けたり、ゲームクラブで遊び続ける毎日を送るようになった。

そしてあるとき、近所の若い知的障害者の男性に性的暴行を働いたとして逮捕され、3年間の保護観察処分を受け、Aalborg 市の保護施設「Hammer Bakker (ハンマー・バックカー)」で生活を送った。同施設では、心に不安を与えていた多大な借金も返済し、落ち着きを取り戻した。結局、期間の延長がなされながら、6年4カ月後に保護観察処分が終わった。

しかし、処分が終了してから6年たった今も、Hammer Bakker から出て独り暮らしを始めることができない。Hammer Bakker は職員も犯罪を犯した障害者への専門の教育を受け、十分なマンパワーで支援がしっかりしている。居心地もいい。しかし、Henning は、周囲で1、2年で施設から出ていく者を見ていてつらい気分がするという。そして、将来、独りで生活する家を見つけて住むことが夢だという。

だが、専門の職員が常駐し、かつ Henning の希望である自分よりも重度の障害者がいないという希望にかなう住居を Aalborg kommune はまだ探してない。しかし、そうした住居が本人の希望だけではなく、再犯防止のためにも必要という観点から、いまだに Hammer Bakker から拙速に追い出されることはなく、住居探しは続いている。

4. 「関連資料等」

関連団体

・NDU

「NETVÆRKET VEDRØRENDE DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE」(有罪判決を受けた知的障害者に関するネットワーク)の略称。2004年に設立された。国立情報アドバイス機構から財政支援を受け、レギオン・中ユーランが運営を監督する。しかし活動内容は、全国が対象。

- 主な活動内容は、
1. 有罪判決を受けた知的障害者の処遇に関する情報収集
 2. 有罪判決を受けた知的障害者への対応に関する知識や経験の収集・啓発
 3. 有罪判決を受けた知的障害者への処遇・対応に関するガイドライン作成

構成メンバーは、社会指導員(デンマークでは専門教育を受ける資格)、ソーシャルワーカー、法律家、臨床心理士、セックスセラピスト、精神科医、依存症専門家など。

事務局は、Engtoften 5, 8260 Viby J

ホームページは、<http://www.ndu.dk/>

関連資料

- ・「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHÆMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」
 - En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2009, NDU)
 - 「コミュニケーションの保護観察処分にある容疑と有罪判決を受けた知的障害者」-法規則と教育学的挑戦に関するハンドブック
- ・「NDU - nyt」(2009 October, NDU)
(NDUの機関紙)
- ・「NDU - nyt」(2009 December, NDU)
(NDUの機関紙)
- ・「Tre statusbeskrivelser fra Netværket vedrørende Domfældte Udviklingshæmmede」(2007 December, NDU)
「NDUからの3つの状況報告」
- ・「Kvalite og retssikkerhed i arbejdet med domfældte udviklingshæmmede」
 - Vejledende standarder (2007 May, NDU)
 - 「有罪判決を受けた知的障害者の労働の質と権利確保」-標準ガイド-
- ・「Domfældte Udviklingshæmmede」(2009 April, Regionmidtjylland)
「有罪判決を受けた知的障害者」(2009年4月、レギオン・中ユーラン)
- ・「Voldsom stigning i udviklingshæmmede kriminelle」(2009 October, Kristeligt Dagblad 紙)
「知的障害者による犯罪の急激な増加」
- ・「Kommuners tilsyn med domfældte udviklingshæmmede mfl」(2009 August, Ankestyrelsen)
「有罪判決を受けた知的障害者へのコミュニケーションの保護観察」(2009年8月、告発委員会)
- ・「Lovovertrædere med udviklingshæmning」(2003 Socialt udviklingscenter)
「知的障害を持った違法者」(2003年、社会発展センター)
- ・「Samråd for udviklingshæmmede lovovertrædere i Syddanmark, Årsrapport 2007」(2008 July, Syddanmark)
「レギオン・南デンマークでの知的障害を持った違法者への審査委員会の2007年年間報告」(2008年7月、レギオン・南デンマーク)

A. 研究目的

被疑者となって取り調べや公判中の者、犯罪事実は認められたが不起訴処分(起訴猶予処分)となった者及び執行猶予判決を受けた者で、知的障害のある者に関し、地域団体(育成会)の関与や支援によって、適正な処分がなされたり再犯が防止できるよう、実態を把握・調査するとともに、先駆的な実践と法整備のための検討を行う。

その意義(目的)を以下のとおりとした。

- ① 研究対象者を「知的障害者」と限定することにした。いわゆる「発達障害者」も、その育成歴等における背景は知的障害者と同様であり、それゆえ援用して理解することが出来ると考える。
- ② 「矯正施設に入所する前の知的障害者」への福祉の支援(危機介入)の可能性を探るものである。対象者の段階(a. 警察で取り調べ中の者、b. 不起訴処分/起訴猶予になった者、c. 有罪判決が出て執行猶予が付いた者、等)によって、具体的に期待される役割は異なるが、最終的・総合的な目的は同じである。
- ③ 当事者を中心とする「地域団体」(次項で規定)を、社会資源として把握し、その役割・機能に期待する。
- ④ 諸問題の背景を分析すると、<加害>者の問題は<被害>者の問題と表裏一体に捉えるべきであり、その意味でも権利擁護という範疇でとらえるべきである。
- ⑤ 「障害者の権利条約」が国連総会で決議され、わが国においてもその比准と関係法規への反映が期待される中で、時期を得たものである。

B. 研究方法

平成 21 年度

- ・地域団体が把握する触法・被疑者(高齢・障害者)の実態
- ・地域団体による触法・被疑者(高齢・障害者)への支援の検討
- ・海外の地域団体の触法・被疑者(高齢・障害者)への支援の現状

本研究にあたって「地域団体」の概念を以下の通り規定した。

(1) NGO

社会内処遇(Community Based Treatment)としての更生保護、それに関与する司法福祉においては、「地域」の役割は絶対的な条件であり、前提である。そこで、地域に存在する民間団体(Non-Governmental Organization/NGO)はすべてその範疇に入るが、ここでは障害分野の「当事者団体」に限定する。

(2) 当事者団体

しかし、「当事者団体」に関しては、障害分野において論が分かれる。すなわち、「当事者」の範囲を障害のある人のみに限定するか、その家族まで広げるかということである。ここでは、知的障害を含む「発達期の障害」と精神障害は、家族も「当事者」に含まれると考える。それゆえ、「障害に関わる当事者団体」とは、「障害者本人およびその家族で構成されている団体」と規定できる。

その数は、規模を問わず「障害」の範囲を広く取れば、全国レベルの団体でも 100 団体を越える。ましてや、限られた範囲の小グループまで含めると、全国組織を構成する地方(地域)や支部を含めると、万の単位となると考えられる。「当事者団体」のみでなく、関係する NGO 総体を考慮すると、如何に大きな地域資源であるかが理解できる。

(3) 知的障害の当事者団体

「当事者団体」の中で、今回は「知的障害」に関する団体に限定する。その数は、全国規模では①全日本手をつなぐ育成会(育成会)、②日本ダウン症協会(ダウン症協会)、③ピープル・ファースト・ジャパン(PF 日本)位であり、地方組織は市町村規模を含めて、その構成団体を中心に数千に昇る。関連する団体(構成員に知的障害者が多くを占め、あるいは重要な位置にある団体)は、①全国重症心身障害児(者)を守る会、②日本自閉症協会、③日本てんかん協会などが考えられる。

以上の整理を経て、この研究での「地域団体」とは、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会(略称:全日本育成会)とその構成団体である地方の育成会(親の会)、および「全日本育成会」が把握し、関わりをもつ「知的障害のある本人たちによる活動グループ(略称:本

人活動グループ」とすることにした。

(4) 「本人活動グループ」

「育成会」については次項で整理する。「本人活動グループ」とは1980年代後半より、「育成会」の内部活動（組織）として、あるいは独自の組織として活動を進めてきた、本人を会員とするグループの総称である。それゆえ、その規模や活動内容、組織形態、「育成会」との関係や位置づけは多様である。2009年9月1日現在、「全日本育成会」が把握している総数は、全国で277グループである。

研究計画は以下の通りである。

- ① 研究協力者による現状の把握と課題提起
- ② 実態調査へ向けての課題の整理
- ③ 調査票の作成と対象者（票）の選定
- ④ 提言のまとめ

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人

情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1) 全日本育成会の組織形態と取り組みの歴史

「地域団体」である「育成会」の、全国レベルの組織（全日本育成会）について、その60年近い歴史におけるこの課題（触法・被疑者となった知的障害者への支援）への関わりを、主に同会が編集・発行した機関誌や文献によって確認した。そこで明確になったことは、「全日本育成会」は設立当初から知的障害者の権利とこの課題に対して、かなり高い関心を抱き、発言してきたという事実である。

自らの手で福祉サービスを作り出すことに力を注ぎ、社会運動団体としての取り組みが弱い印象を与えていたが、設立時から「わが子に代わり」、さまざまな発言と行動を行ってきた。その歴史を整理・評価し、「本人活動グループ」と共に、この課題の担い手の可能性を探るのがこの研究の目的である。

① 沿革

1952（昭和27）年7月に、知的障害のある子どもをもつ3人の母親によって、東京で設立された。そのため、57年の歴史を有する団体である。通常学校の中の特殊学級（現・特別支援学級）に子どもが通うことにより、同じ境遇の存在を知り、わが子の幸せを求めて「手をつなぐ」ことを呼びかけた。学校教育の場を基盤にスタートしたこともあり、当初から教育関係者の強力な支援があったと考えられる。

1959年に「社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会」となり、1995年に現在の「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改名・認可される。所轄は厚生省（その後、厚生労働省）であり、社会福祉事業法（その後、社会福祉法）の福祉事業を行う団体として認められている。

② 組織

「全日本育成会」は、都道府県（47）と政令指定都市（現在9）の「育成会」を正会員とする連合会である。都道府県の「育成会」は、市区町村や施設／事業所・学校等の単位の「地区組織（育成会／親の会）」によって構成され、個人は原則として「地区組織」に加盟する。その総数（2009年9月1日現在）は、正会員189,061人、賛助会員100,695人、合計289,616人である。会員のうち「親・保護者」は119,612人、「知的な障害のある本人」は10,789人である。正会員として加盟している国

際育成会連盟 Inclusion International/II) は、本人 (Advocate)・家族(Family)・友人(Friend/専門職や市民・ボランティア)の三者で構成するが、その方針に則していると考えられる。

都道府県・政令指定都市および各「地区組織」は、独自の組織形態を有しているが、ここでは全国レベルの「全日本育成会」に関して整理する。組織を運営する役員は理事 (22人)・監事 (3人) であり、地区 (ブロック) 推薦と中央推薦の評議員 (62人)、各種の専門委員会、そして有給の事務局職員によって事務局が形成されている。会議は、理事会と評議員会の2種であり、それぞれ理事と評議員で構成され、前者は年に数回、後者は年に2回開催される。

年間2億円弱の経費は、主に機関誌「手をつなぐ」の読者 (会員) による購読料 (会費) である。この読者を「全日本育成会の会員」と称し、他に各種民間団体の助成金、参加費等によって構成されるが、政府の補助金は現在は全体の中ではそれほど割合 (金額) ではない。その意味でも、自主・自立的な「当事者団体」といえる。

なお、「会員」という名称 (立場) が、種々の形で登場するため、その区別・理解はしばしば困難である。それは、会の歴史が長いということ、組織が大きいということ、入会の手続き・意思確認が柔軟であったこと、などによる。

③ 取り組みの歴史

この研究課題である「触法・被疑者となった知的障害者への支援」は、権利擁護の文脈から考察されなければならない。それゆえ、「取り組みの歴史」とは「権利擁護活動の歴史」であり、法務省を中心として行政に対する要望活動の歴史である。ここでは、以下の5期に整理することが出来る。

- 第1期 分類収容と障害特性重視の時代
- 第2期 世界的な権利意識の高揚の時期
- 第3期 「更生保護」への抗議行動の時
- 第4期 司法制度改革に連動した期間
- 第5期 新しい動きに即応する今の時間

■ 第1期 分類収容と障害特性重視の時代

設立初期からおよそ20年間の時期である。この時期は、非行や犯罪あるいは売春等の問題についてかなり問題意識が高く、政府の動きと連動する形で、さまざまに言及している。政府の最初の対策の基本方針ともいえる「精神薄弱児対策基本要綱 (1953年)」においては、少

年院、拘置所、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等における知的障害者 (精神薄弱者) の実態調査を求めている。その背景には、これらの施設での知的障害者の比率の高さの認識があり、その認識はきわめて今日的なものであることに驚きを禁じ得ない。

具体的な対応として、①専門施設及び一般施設内分類収容の充実強化、②障害特性を重視した対応、が特に目を引くのである。刑法による保安処分や優生手術による発生予防が、具体的な要望 (政策提言) とされている点で、現在からみると現状認識と対応への認識に大きな隔たりを感じざるを得ない。

この時期は、日本の社会全体が戦後の混乱を脱し得たとは言いきれない面があり、復興へ向けたうねりがある半面、犯罪の発生件数ではピークを迎えた時期である。それに対し、福祉制度はまだ不十分であった。今回の研究課題に特に関連する出来事は、静岡県島田市で発生した幼女殺害事件 (島田/赤堀事件) (1954年) である。知的障害のある赤堀正夫死刑囚は、再審により無罪となった。死刑判決が確定した後、再審により無罪となった数少ない例の一つであり、その後の知的障害者 (と思われる人を含め) による重大犯罪の際にいつも想起される事件である。多くの社会運動団体の支援に比べ、「育成会」の支援の記録は見出すことが出来なかった。

■ 第2期 世界的な権利意識の高揚の時期

国連は、世界人権宣言に引き続いて1971年12月、障害者としては初めての宣言を「精神遅滞者の権利に関する宣言」として総会で決議した。これは、エルサレム (イスラエル) における国際育成会連盟 (International League of Societies for Persons with Mental Handicap/ILSMH、1995年にInclusion International/IIと改名) の第4回世界会議 (1968年) での「宣言」を基にしたものである。ILSMH (II) は、ナチスドイツの障害者「安楽死 (集団虐殺)」計画とそれへの抵抗の弱さに対する厳しい反省の上に設立された (1960年) ものであるため、生命を守ることを最大・最初の課題とする権利擁護を重視したのである。

その後のおよそ20年間は、国連を中心とした各種の取り組みが、障害問題を根本から見直すことになった。特に、「国際障害者年 (1981年)」とそれに続く「国連・障害者の10年 (1983年-2002年)」によって、ノーマライゼーション (Normalization) の理念とインクルージョン (Inclusion) の戦略は定着して行く。その背景に、「障害」の概念のパラダイム・シフトがあった。すなわち、「障害」を欠陥ととらえ、それを治癒するという「医

療モデル」から、特別なニーズととらえ、必要な支援を用意するという「社会モデル」への大転換である。

インクルージョン（受入/包摂）はその後、イクスクルージョン（Exclusion / 排除）の克服戦略として、障害分野を越えて広く社会問題全般、特に貧困や野宿者/路上生活者（ホームレス）問題へと発展する。（その際、「ソーシャル・インクルージョン」という表記が使用される。）福祉の支援が必要な矯正施設等を退所した人や「触法・被疑者となった高齢・障害者」の支援においても、このインクルージョン（受入/包摂）の戦略こそが有効である。

しかし、国際的に権利意識が高揚し、国内外での「本人中心主義」が確立する時代において、「育成会」は表立った権利擁護の活動はなかった。1978年の全員就学（養護学校義務制化）を巡り、障害分野の対立や小規模作業所活動への傾斜等により、地味でかつ内向きの活動に終始した。古い表現に対する「差別用語の改正」運動に、わずかに社会運動の片鱗が見出せる程度である。ましてや、「触法・被疑者になった人」の問題については、この時期の出版物には見出すことが出来ない。見事に空白の時間であった。

その間、ILSMH(II)第10回世界会議(1990年、パリ)への、わが国から初めての5人の本人の参加に端を発し、「本人中心主義」「自己決定と本人参加」は一気に市民権を得始めてきた。「本人活動グループ」は、この時期に本格的に動き始めようとしていた。

■ 第3期 「更生保護」への抗議行動の時

更生保護（司法福祉）と「育成会」の関係の歴史で、最大かつ衝撃的な事件が、(財)日本更生保護協会発行の機関誌『更生保護（1992年10月号）』の記事への抗議行動である。法務省保護局が編集し、全国約5万人の保護司配布される同誌に、「知的障害（精神薄弱）と性犯罪の親和性について誤解を与える」偏見・差別文書が掲載されたとして、「全日本育成会」は組織として理事会で「抗議声明」を決議し、関係者に送付したのである。そして、その後、両団体の責任者が一堂に会し、編集責任者の謝罪や同誌への知的障害のある人の問題・課題等の論説を、「全日本育成会」の機関誌編集長が執筆し、掲載すること等が了解され、論説の執筆・掲載をもって、全ては終了した。しかし、更生保護の中心組織の広報誌を巡るこの動きは、当事者（本人・家族）および「当事者団体」のこの課題についての意識と理解を浮き彫りにすると共に、更生保護事業における取り組みの停滞を生み出したといえる。

「知的障害と犯罪」の関係は、従来からさまざまな形で表面化し、論じられてきた。「全日本育成会」の第1期の段階においては、残された各種文書においても明確にその事実を認め、具体的な対策を提起している。そして、「事実」に関する数量的データは、驚くべきことに先の厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）で明らかにされたデータと相似点がある。すなわちその時点で、この課題について「全日本育成会」は、かなり正確な事実を把握し、認識していたのである。しかしながら、なぜ同誌の論文が問題となったのか。歴史的な背景と問題の表面化の過程を考える必要がある。

当事者は「知的障害と犯罪」の問題に、かなり神経質になっていた。各地で頻繁に起こった特別学校（養護学校）や施設建設に対する反対運動の「根拠」の第一に、この点が根拠として上げられることが多かった。（現在でもそれは変わらない。）事実としての「結果」が、犯罪との親和性という「原因」として、特に「生物学（医学）モデル」的に強調され、社会・環境的な背景に対する「社会モデル」的視点が欠落していた。ほとんどの論文・論説は、精神犯罪医学の専門家によって執筆され、司法福祉学の視点からの言及は皆無であった。と同時に、当事者や福祉・教育現場における当時の最大の課題は、非行・犯罪と性の問題であることは、多くの関係者が認知するところであった。

しかしながら一方では、第2期で示したとおり、国際的な人権思想の広がりや定着の中で、偏見や差別に対して強力に取り組む動きが始まっていた。「全日本育成会」は他の団体・分野と比較して、この面での動きが遅く弱かったことは既に見てきたとおりである。それでもやはりこの動きが起こったのは、国際育成会連(II)の世界会議（パリ）への参加等で動きが急速に高まった「自己決定と本人参加」「本人中心主義」の広がりや浸透であろう。今回の動きは地方組織の役員からの情報提供・問題提起であり、いふなれば素朴な疑問と怒りを基本にしたものである。

この出来事によって、従来から論議を避ける傾向があった犯罪の〈加害〉の問題が、〈被害〉の問題の浮上と反比例して一種の「タブー」と化して行った。その問題・危険を指摘した文が、「全日本育成会」の強力な理解・支援者である大井清吉（東京学芸大学教授）より寄せられるが、「全日本育成会」として明確な回答・対応がなされた痕跡がない。（公的な発行物の中に、その文を見出すことが出来ず、今回の研究の中でその存在を発見する。）また、(財)日本更生保護協会や更生保護の関係者（機関/団体）とのその後の接触・連携は、久しく途絶えるこ

とになった。

大井教授は、「全日本育成会」が問題にした機関誌『更生保護（1992年10月号）』の「特集・現代の性犯罪」の中の、『論説 性犯罪者の心理特性』での犯罪精神医学者の論文とその筆者が参考（根拠）として示された別の精神科医の学術論文のデータに関し、「否定する事実があるなら、読者に明らかにしてほしい」と求められ、「否定する資料がないならば、「事実」は事実として直視して下さい。」とご指摘された。さらに、ご自分の意見と断られながら、「一方的な偏見」というのはやはりムリであり、「不適切な表現」として「おわび」を出した方がいい。その上で、性指導を積極的に進めようと提案されている。知的障害者の性教育の第一人者である大井教授の助言であり、深い意味を改めて見出すのである。

■第4期 司法制度改革に連動した期間

「全日本育成会」に権利擁護委員会（プロジェクト）が設置され、弁護士やジャーナリストの参加と協力も得て、この10年間はきわめて活発に活動がなされた期間である。社会的には、今日に至る司法制度改革が開始され、司法制度改革審議会への積極的な働きかけもなされた。また、国分寺事件、浅草（レーザーバンダ帽）事件等のエポックメイキングとなる、知的障害者が加害者の事件が起こる。そのことにより、それまで犯罪の〈被害〉者への救済を主に進められていた権利擁護活動が、〈加害〉者すなわち触法・被疑者への支援（危機介入）という視点から論じられ、行動がなされるようになったのである。そして、極め付きは山本義司（前衆議院議員）の著『獄窓記』の発行であり、同書は衝撃的な問題提起を行ったのである。

権利擁護委員会は、施設・企業等における知的障害者への権利侵害（虐待）事件への対応として、明確な問題意識と目的を確認してスタートした。それゆえに、当初は〈被害〉者救済の視点からの問題提起であり、行動提起であった。定期的な委員会の開催をベースに、毎年の研修会・セミナーの開催、機関誌「手をつなぐ」での『けんりって何！？』の連載・度重なる関連『特集』の企画、委員会編集の広報誌『Yellow Card（イエロー・カード）』の発刊等々、じつに活発に活動がなされた。〈「全日本育成会」は、知的障害者とその家族を守る権利擁護団体である。〉と高らかに謳い上げた期間である。

さらに、わが国の障害者福祉制度は、構造改革の方針に沿って、行政処分に基づく「措置制度」から、自己決定を基にした「契約制度」に移行する時期であり、そのため判断の力が弱い人を支える制度として、民法の改正

による「成年後見制度」の創設が取り組まれていた。「全日本育成会」は、法制審議会民法部会に代表者を臨時委員として派遣すると共に、組織内において改めて「本人主体」の実現を図る動きを進めていた。まさに、「地域のなかでのふつうの暮らし」を実現するために、明確に地域福祉の方向性を志向し、それ故に地域で発生するリスクに対する備えが議論されていたのである。

一方、政府は構造改革の一環として、司法制度改革を打ち出した。そこで「育成会」は、知的障害者が触法・被疑者を経て被告人となったことへの対応を、当事者として議論し、提言することを迫られた。ここで、「知的障害と犯罪」の問題は、情緒的なレベルを超えて、現実的な課題として浮上したのである。機関誌や広報誌の記事も、〈被害〉者救済から〈加害〉者支援の記事へと大きく発展する。

その時に発生したのが浅草（レーザーバンダ帽）事件である。知的障害者による無差別殺人事件という重大事件に対し、関係者はたじろきながら、立ち向かったのである。それは、国分寺事件の苦い教訓があったからである。「育成会」の関係者も、〈加害〉という問題（触法・被疑者という立場）を、大井教授が提示されたように、「事実」として受け入れる準備性（readiness）をもちはじめたのである。

■第5期 新しい動きに即応する今の時間

「全日本育成会」は、2007年度から組織内問題をかかえ、従来の活動の多くが停止状態にある。権利擁護活動においても、委員会の開催や広報誌の発行の休止が続いている。加えて、政権交代に伴う障害者自立支援法の廃止を前提とした政策転換を前に、その対応に追われている。国連総会では障害者権利条約が決議され、わが国でも批准と関係法規への反映の動きが求められる中で、十分な取り組みが出来ているとは言い難い。その様な状況の中で、東金事件で知的障害のある青年が逮捕されるという事態が発生する。

地元（千葉県・東金市）では「育成会」を核に、専門職や市民も加わり被疑者・被告人になった青年とその家族の支援を行っており、「全日本育成会」は機関誌で何度もこの動きを報告している。特筆すべきは、機関誌の『巻頭言』において、知的障害のある本人が自らのこととして思いを寄せていることである。差別と排除の経験を共有する当事者として、仲間としての支援（Peer Support）を宣言しているのである。

厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）やモデル事業を始発とした「地域生活定着支援センター」の開

始、障害者自立プログラム（平成20年度）による地方研修（全国連続講座）への参加・協力等の影響を受けて、「育成会」においても具体的な対応が課題として浮上してきた。今年度において、矯正施設への社会福祉士の配置によって、福祉の支援体制が関係団体として具体的に期待されてきた。連携（繋ぐ）と援助（受ける）の社会資源として、当事者団体である「育成会」が期待され始めてきた。

一方、障害者の処遇において一大転換となるであろう障害者権利条約においては、「第13条 司法へのアクセス」においてこの課題が明確に提起されている。そして、この「第13条」はわが国政府から提案された、という素晴らしい背景をもつ。権利条約を巡るこれからの動きにおいて、非行・犯罪との問題については避けて通れないことである。

このような中で、東金事件が発生し、知的障害のある青年が犯人として逮捕されたのである。「障害者差別禁止条例」を全国でいち早く、官民一体の努力によって成立させた千葉県での事件であり、条例の成立に奮闘した関係者が、積極的に支援に入ったのである。まさに現在進行形であり、今後の展開が注目される。

（研究分担者 松友了）

2) 「知的障害・発達障害のある人」が重大な事件を起こしてしまうことにブレーキをかけるシステムを「親の会」で組織する必要性および可能性について

1 知的障害・発達障害のある人の起こす事件は実は、かなりの確度でその発生を防げるのではないか、と思う。

「障害がある」ということは、「その社会に適合して生活していくために、何らかの支援が必要である。」ということである。

逆にいえば、障害のある人に「必要・適切な支援」がつかなければ、何らかの形で「社会的不適合状態」が発生する、ということである。

そしてその様々な形の不適合状態の中の 하나가、事件を起こすことである。

この形態の「犯罪」は、「必要・適切な支援」がついていれば防げる。

「必要・適切な支援」というところまで十分に到達しなくても、「何らかの支援」がついていれば、かなりブレーキがかかる。

知的障害・発達障害のある人の犯罪に関しては、そのことがかなり顕著と言える。

2 事件の発生はチャンスである。

いわゆる「問題行動」や「犯罪」にあたる行為を起こしがちな知的障害・発達障害のある人は、一般社会どころか、福祉サービスの現場において、疎まれることが少なくない。

しかし、その種の事件の発生は、「必要・適切な支援」がついていないことの発露であり、適切な支援の必要性の表れ、と言える。

事件は、支援につなげる端緒、糸口、きっかけになる。

3 とは言え、事件を起こす知的障害・発達障害のある人に対する支援は実際、容易ではない。

とりわけ、①違法性に関する認識の薄さから無限に繰り返されるような窃盗・無銭飲食の類の事件、②性的な欲求不満が原因になって起こしてしまう事件、③火への強いこだわりによる事件、④状況や相手方の反応について通常の認識を持ってないことから起きる「出合い頭」的な殺傷事件、などはかなり典型的によく起きてしまうケースと言えるように思う。

これらの事件類型に着目・特化して、ある程度モデル的な「必要・適切な支援」を組み立ててみる必要があるように思う。

4 また、支援はできるだけ早くつける必要がある。

何度も何度も小さな事件を繰り返しているのに、支援につながらないでいる状態を放置しているばかりに、結局大きな事件に至ってしまう、というケースが少なからず存在する。

繰り返せば、刑はどんどん重くなっていく。

当然のことだが、事件が発生すると、多くの場合、被害が発生する。

そしてその被害は、回復困難な場合が少なくない。

だから、できるかぎり早い段階で支援につなげ、ブレーキのかかる状態にしておく必要がある。

5 先日、長崎の地域生活定着支援センターの運営状況の話聞く機会を得た。

あらためて、この制度の有効性と重要性を認識した。

と同時に、刑務所を出所した人について、数カ月、長くても半年以内という短期間でアセスメントして、適切な支援・生活環境につなげることが如何にハードな仕事かということ、あらためて認識した。

その仕事の負担を少しでも軽くするためにも、より

適切な支援・生活環境につながられる可能性をより大きくするためにも、ひいては本人及びその周囲の社会の幸福の可能性を拡大するためにも、より早い段階で、その仕事の一部でも良いから、始められることが望まれる。

例えば、まだ刑務所に居る時から、裁判係属中の段階から、逮捕された後・起訴される前の段階から、さらにはごく軽微な事件が発生した時点から、何らかの支援が入っていくことが望まれる。

しかし、そこで十分に注意されなければならないことは、早い時点で情報を得、適切な支援・生活環境を模索することは、本人のプライバシーを不当に侵害し、本人の行動の自由を不当に制限する危険を孕んでいるということである。

どのような機関・人が、どのようなタイミングで、どのような形でアセスメントに入っていくか。

本人の側に立つ人が、本人の社会との関係、近隣との関係、家族との関係、仲間との関係、福祉サービスとの関係などをいろいろ考えながら、本人を不当に傷つけない形で入っていくことが求められる。

大変難しい問題であるが、この種のことは実は、ミクロ的には、障害がありつつ地域で生活している子どもを持つ「親」は、ある意味では年中、心を砕き、頭を悩ませていることではないだろうか。

裏を返せば、この種のことについて一定の意識を持った親たちが、例えば各県単位で集まり、真剣に考え、真剣に取り組むための組織を作り、その組織の中心を担って動いていくことができれば、その組織はかなり有効な機能を発揮できる可能性があるのではないか。そしてこの種の問題では、当事者運動の組織とも、良い連携をとれる可能性が十分あるのではないか。

6 また、ひとたび知的障害・発達障害のある人が事件を起こすと、警察からの不確実な情報を垂れ流すマスコミによって、知的障害・発達障害のある人一般が「モンスター扱い」される。

そこではしばしば、親の会などが中心になって、「(差別と偏見を助長するので) 障害名を出すな」と強調しアピールすることが多い。

しかし、大元の「事件を起こすこと」自体を防げるなら、それに越したことはないはずである。そしてまた、そうしない限り、差別と偏見の蔓延は防げない、と思うのである。

その意味でも、親の会が、事件が起きることにブレーキをかけるための運動・組織を作ることは非常に有

意義である。

7 本研究を通して、知的障害・発達障害のある人の親たちが、事件を起こしてしまいがちな当事者本人を「必要・適切な支援」につなげるための「組織」を地域で作るうえで必要な要件について、何らかの有意义的な示唆・提案ができれば、と思う。

例えば、以下のようなことが当面考えられる。

- ④ 各県の育成会から5人程度のプロジェクトスタッフを出し、運営責任者及び事務局を形成する。
- ⑤ 協力弁護士を1～2人確保する。
- ⑥ 各県の当番弁護士組織と連携体制を組む。
- ⑦ 協力社会福祉士を2～3人確保する。
- ⑧ 地域の生活支援センター・相談支援センターと連携体制を組む。
- ⑨ 協力精神科医を1～2人確保する。
- ⑩ 具体的・現実的に訪問・傾聴・情報収集等できる地域市民の協力ボランティアを3～4人確保する。
- ⑪ シェルター的な施設を用意できる社会福祉法人を確保する。
- ⑫ 地域の障害当事者団体、地域生活定着支援センター及び警察と、年4回程度定期的に意見交換の機会を持つ。
- ⑬ マスコミとの接点も日頃から作っておく。

(研究協力者：大石剛一郎)

3) 「千葉・東金事件」における地域団体の取り組みから

1. 「東金事件」における地域団体の取り組み

(1) 事件の経過と関係者の動き

2008年9月、千葉県東金市で保育園児が遺体で見られるという痛ましい事件が発生した。同年12月6日、知的障害のある青年が死体遺棄容疑で逮捕されたという報道に、親の会をはじめとする関係者は大きな衝撃を受けた。その後、青年は殺人容疑で再逮捕されるに至った。

青年の逮捕を受け、副島洋明氏を主任弁護士とする弁護団が結成された。千葉県に住み「障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定にも尽力した毎日新聞の野沢和弘氏を通じ、千葉県内の関係者に協力の呼びかけが行われ、逮捕から一週間後の12月13日夜、現地東金において親の会や福祉関係者有志20名余が弁護団と協議する会合が開かれた。会合では正確な情報を共有するとともに、闘病中である被疑者家族の支援や学習会の呼びかけなど、具体的な取り組み課題を